

企業情報開示のあり方に関する検討委員会（第2回）

議事要旨

1. 日時 平成23年1月31日(月) 9:30~12:30

2. 場所 ホテルフロラシオン青山 孔雀の間

3. 出席者(敬称略)

(委員) 上妻委員長、稲永委員、魚住委員、小野委員、加藤委員、菊池委員、國部委員、後藤委員、佐藤委員、竹ヶ原委員、富田委員、西堤委員、古田委員、八木委員(以上14名)

(ゲスト) 岸上氏(FTSE)

(環境省) 猿田環境経済課長補佐

4. 議事

(1) 企業の環境経営について

(2) 企業の環境情報開示について

(3) 環境に係わる財務情報開示について

(4) 環境経営と環境情報開示の促進策について

5. 議事要旨

会議は公開で行われた。

環境省より、本検討委員会の目的を説明。

議題1について事務局より資料2に基づき将来の環境経営の方向性について説明。委員の主な意見の概要は以下のとおり。

- ・アンケートを見る限り、言い方は違えど将来の環境経営に関する委員の考え方に大きな違いはないと考えている。先ほどの環境省の説明でもあったように、目指すべき方向性は環境と経済が両立する社会の実現であり、日本の企業は今まで培ってきた技術や経験を利用して、持続可能な社会の構築のために役立ててほしい。(上妻委員長)
- ・「環境と経済の両立」であるが、環境省は以前に「環境と経済の統合」を使っていた。両立は対立する概念なので、統合か一体化という言葉を使用してほしい。また、バリューチェーンの概念も入れていただきたい。(後藤委員)
- ・ここでのサプライチェーンの中には、バリューチェーンの概念も含まれるもののご理解いただきたい。(上妻委員長)
- ・情報開示の質を高めるためには、開示する量を絞らなければならない。社会的スキームとしてどこに集中していくのか、政策面でも考えていく必要がある。(國部委員)
- ・市場メカニズムを使った経済的手法は、経営の経済合理性の中に入れられるのでよいと思う。(魚住委員)
- ・外部環境の変化において「新興国の成長」があるが、今後は新興国においては成長と環境の両立ができるよう貧困や格差の問題を解決していくことが重要なテーマとなるだろう。(西堤委員)

- ・環境情報開示は企業が企業のために開示するという面が大きいですが、一方で「国民の知る権利」への貢献という視点についても考えてほしい。(佐藤委員)
- ・日本の企業は環境情報開示においては公害問題に始まり、環境報告ガイドラインもあったので環境報告書も進んでいた。しかし環境負荷が結果的に減ったとは言い難い。今までのやり方では果たして成功するのか疑問に思う。今までのやり方ではなく全体をどう考えて情報開示をするかということが必要。「環境は大切だから」というあるべき論のみではなく、企業側にインセンティブが働くような仕組みが必要だろう。(富田委員)

金融機関の取組紹介として、竹ヶ原委員(資料3-1)、加藤委員(資料3-2)、菊池委員(資料3-3)からプレゼンテーションを頂いた。委員の主な意見の概要は以下のとおり。

- ・持続可能な社会に向けて貢献している企業を適切に評価するにあたって金融機関は重要な役割を担う。企業の環境経営において経済的合理性を見出せる場合と見出せない場合があり、それらをどのように合理的に評価すればよいのか検討する段階にある。(上妻委員長)
- ・現在は定性的な情報開示が多い環境情報を定量的に開示することで、比較可能になるというが、それだけで本当に可能になるのか。(國部委員)
- ・定性的情報に加えて定量的な情報を盛り込むことにより色々な角度から評価できるようになる。その意味では、有用な追加情報のひとつと考えている。(菊池委員)
- ・SRI ファンドの意義を教えてほしい。(魚住委員)
- ・個人投資家が SRI ファンドに投資する理由は ESG 等に取組んでいる企業の方が将来の毀損リスクが少ないと判断しているのだろう。個人投資家がこれらの情報を見極めるのは難しく、こうした情報を提供することで直接金融のパスを増やす意義があると考えている。(竹ヶ原委員)
- ・加えて、SRI ファンドの価格上昇は市場を通じた企業へのメッセージになる。また株主行動として直接的に企業に意見表明ができるようになる。(加藤委員)
- ・SRI ファンドの場合は企業の取組についての情報発信が他と比べると比較的が多い。こうした面は、ファンドに選ばれた企業のメリットと考えられる。(菊池委員)
- ・欧州各国では企業の CSR を進めるために SRI を活用している。英国の年金基金では投資方針に CSR を入れたところ、90 数%の企業が CSR に取り組むようになったという報告もあり、SRI にも CSR を広める効果もあると考えられる。(後藤委員)
- ・昨年メキシコ湾の原油流出事故があったが、このケースは環境問題というよりは、むしろ危機管理能力や BCP といった企業のガバナンスの問題であろう。このことから、環境情報開示だけで企業を評価することには限界があると思う。(富田委員)
- ・同感である。環境活動だけでなく、コンプライアンス等の側面も見なければ企業を一つの側面だけで判断してしまう。(竹ヶ原委員)

議題 2 について事務局より資料 2 に基づき企業の環境情報開示の方向性について説明。

委員の主な意見の概要は以下のとおり。

- ・環境報告ガイドラインを改定するにあたってどのような方向性でどの枠組みで進めるのかを固めていきたいと思う。これについては次回の検討委員会で議論したいと思う。(上妻委員長)
- ・環境情報開示の世界的動向は細かく全てを開示するのではなく、重要な情報を選択して開示する傾向にある。最近注目されている統合レポートも環境と戦略を統合させ、結果として重要な KPI を Annual Report 等で開示している。たくさんの情報をたくさん開示するのではなく、企業の戦略性を出すような開示と伺える。(國部委員)
- ・今の概念だと事業活動において、環境はリスクとして捉えられている。本当に求められるものは、環境に対する技術についてどう取組んでいくべきかという企業のオポチュニティーについて開示する方向性に持っていく必要がある。リスクとオポチュニティーを分けて考えていくべきだ。(古田委員)
- ・オポチュニティーについては各企業が自主的に開示する必要がある。一方リスクについては、何でもサプライチェーンマネジメントだと言われると、日本みたいな組立加工産業にとっては大変である。日本企業にとって何がリスクになるのかを議論する必要がある。(西堤委員)
- ・中国の環境報告ガイドライン作成を支援しているが、中国では環境報告は市民向けと考えており、投資家向けの視点はあまり感じられない。(後藤委員)
- ・バウンダリーの問題とステークホルダーの多様性から、企業間比較はほとんどできない。環境報告書に記載する主要な項目を決めて、企業間比較についてはステークホルダーの判断に委ねればよいと思う。(稲永委員)
- ・統合レポートの動きは止められず、投資家において環境と経営の統合はすばらしい。一方ステークホルダーは投資家のみでなく NGO 等もあり、ステークホルダーにより求めているものが異なる。ステークホルダー別のコミュニケーションの仕方を提言できるガイドラインにしたほうがそれぞれの関係者に有意義な報告書になるだろう。(富田委員)
- ・中国はまだ発展途上国であり、日本のような先進国と社会基盤が違う。中国ではリスクについての開示のほうが重要度は高いのだろう。日本としてはリスクを軽視するのではなく、20~30年後を考えた場合、環境技術などに対して各企業の可能性についてオポチュニティーとして示していく必要があるだろう。この点は、投資家・NGO にとっても重要である。また、日本だけのガラパゴス化した報告ガイドラインにはならないようにお願いしたい。(古田委員)
- ・サプライチェーンマネジメントの取組は、こうした法律が入りにくい分野について、国民の「知る権利」を補完する役割として評価している。これによって、公正な取引・競争環境が確保される。また企業の公正さを知る情報として、マイナス情報についても、積極的な開示をお願いしたい。(佐藤委員)
- ・中国では現地の事業体が報告書を出したり、日本ではオポチュニティーを重視した内容にしたりするなど、国によって異なる対応を当社は実施している。(西堤委員)

- ・ サプライチェーンの LCA データの基準がまだ曖昧である。ステークホルダーに誤解を与えている面がある。(小野委員)
- ・ ステークホルダーの議論では、最大公約数はどこか、また業種・企業間で必要性の差が大きいものはどれか、という形で整理すると、議論しやすくなるのではないか。(菊池委員)

岸上氏より FTSE の動向について説明を実施。委員の主な意見の概要は以下のとおり。

- ・ ESG と経済パフォーマンスの相関が認められるのか。(富田委員)

FTSE 4 GOOD の基準がリスクマネジメントに特化しているので、ESG に関してリスクマネジメントできている企業は、経済パフォーマンスもマネジメントできているということであり、そういった意味での相関があるといえる。(岸上氏)
- ・ 「RI」に S が抜けている理由と、環境技術・機会の算定方法は何か。(西堤委員)

「S」(social) を入れると倫理観に重点が置かれてしまうので「RI」としている。最近「S」を「Sustainability」とする動きもある。また、環境技術に特化した資産運用会社 (Impax Asset Management 社) と協働して算定している。特に機会の測定は難しいので、企業は情報が開示されていないとやっていないことと同じに評価されてしまうので、積極的に開示して欲しいところである。(岸上氏)

議題 3 について八木委員より WG での検討状況を説明。委員の主な意見の概要は以下のとおり。

- ・ 3 つ意見がある。第一に、目的が詰められていないため、環境会計で集計されている保全コストは企業では使われていない現状がある。政府が当該情報を使って環境税等で企業の自主的な活動に対して支援するということは意味があると思う。第二に、環境に関するリスク情報の開示と改善活動を評価するためのコスト情報は性質が違う情報なので分けるべきである。第三に、IFRS との関係も視野に入れて国際的な感覚で議論してほしい。(國部委員)
- ・ IFRS は避けて通れないと認識しているが、まずは国内での議論を整理したい。また、投資家・金融機関に絞って議論を行っている (八木委員)
- ・ 企業にとっては現在の管理会計的な環境情報収集は有意義であるが、財務会計等全般の話になると意義は感じられない。経理・財務の観点から見て意味がある内容が盛り込まれるとガイドラインが意味を持つ。(富田委員)
- ・ 企業にとってのインセンティブを考慮するのは意義がある。金融機関がどのように使ってくれるのかという視点で議論したい。(西堤委員)
- ・ 世の中が変化し環境情報を切り出し周囲に意識させる意義は薄れてきているので、環境会計の役割を考える次のステップに進んだ方がよい。環境のオポチュニティーの点、企業が間接的になしうる環境貢献の面を取り上げた方がよい。また、環境という定義も明確にするべき。(古田委員)

- ・マテリアルコスト等内部管理会計との関係性も議論してほしい。(國部委員)

議題4について後藤委員よりWGでの検討状況と韓国・中国の動向を説明。事務局よりアンケートの回答結果を発表。委員の主な意見の概要は以下のとおり。

- ・日中韓のフォーラムを作るといった話はないのか。(上妻委員長)
- ・日本から特段の動きは今のところない。韓国が積極的に動いている。(後藤委員)
- ・日本独自の仕組みを考えるよりも、積極的にグローバルな枠組み作りに参画するべきである。また、中小企業に対してはサプライチェーンで押し付けるのではなく、アドバイザーやインセンティブ付与の形で展開するのが望ましいと思う。(富田委員)
- ・環境配慮促進法を制定された中で、ここでまた促進策を議論する意味があるのか。また、サプライチェーンを通じた活動の改善成果について、定量的にやると正確性の議論でややよくなるので、定性的に開示することは有用だと思う。(國部委員)
- ・環境配慮促進法を前提とした上で、情報の利用可能性を高めるための実行面での促進策の検討と考えている。(猿田課長補佐)
- ・この場にいるような大企業に対する促進策の検討は不要と考えるが、売上1000億円規模の企業については意義があると思う。また、サプライチェーンを通じた施策は難しいので必須対応と任意対応のものは分けたほうがいい。(古田委員)
- ・日中韓の連携は過去に例があり、そこでも話が出ているのではないか。また、金融の取組は高く評価するが、投機マネーなど悪い面もあり、これらも考慮する必要がある。(魚住委員)
- ・1000億円以上の大企業が開示メリットを享受できるような促進策についても、引き続きご検討いただきたい。(猿田課長補佐)

以上